

大阪市特別職報酬等審議会 会 議 資 料

日時：平成26年4月22日（火）午後2時～

場所：大阪市役所本庁舎P 1階 会議室

— 目 次 —

1 特別職の報酬の額等について

(1) 国の通知等

ア 特別職報酬等審議会に関する国の通知等	1
イ 特別職の報酬等の性格	4

(2) 市長・副市長の給与について

ア 市長・副市長の給料等（平成 26 年 4 月 1 日時点）	5
イ 市長・副市長の職務・職責	6
ウ 市長・副市長の給料の改定経過	7
エ 市長・副市長の給与の比較【政令指定都市】	8

(3) 市長・副市長の退職手当について

ア 市長・副市長の退職手当	10
イ 市長・副市長の退職手当の改定経過及び性格	11
ウ 市長・副市長の退職手当の比較【政令指定都市】	12
エ （参考）特別職国家公務員の退職手当の例	14

(4) 議員の報酬について

ア 議員の報酬（平成 26 年 4 月 1 日時点）	15
イ 議員の職務・職責	16
ウ 議員の報酬の改定経過	17
エ 議員の報酬の比較【政令指定都市】	18
オ 市会活動状況	21
カ 請願・陳情受理件数	22
キ 議会活動状況比較表	23

(5) その他

ア 大阪市における報酬等の減額措置	24
イ 消費者物価指数の推移	25
ウ 予算規模等一覧	26
エ 今後の財政収支概算（粗い試算） 平成 25 年 2 月版	27

2 大阪市会政務活動費の額について

大阪市会政務活動費について	別冊
---------------------	----

3 参考資料

大阪市の一般職の職員の給与改定状況	28
平成 25 年 給与報告・勧告の概要（大阪市人事委員会）	29
平成 25 年 給与等に関する報告の骨子（人事院）	35
平成 20 年度答申（報酬、給料、政務調査費）	37
平成 22 年度答申（報酬、給料）	39
平成 23 年度答申（退職手当）	43
退職手当に係る所得税の取扱い	47
都市の規模等の比較【政令指定都市】	49
特別職の報酬等に係る関係法律、条例	51
執行機関の附属機関に関する条例	56
大阪市特別職報酬等審議会規則	57
会議の公開要領	59
傍聴要領	61

特別職報酬等審議会に関する国の通知等

市会議員の報酬、政務活動費（平成 25 年 2 月までは政務調査費）並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額に係る意見の具申に関する事務については、以下の通知に基づき、特別職報酬等審議会の担当事務としている。

特別職の報酬等について（抄）

（昭和 39 年 5 月 28 日自治給第 208 号 自治事務次官通知）

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領によりすみやかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

- 1 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。こと。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。こと。
なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適当であること。
- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

特別職の職員の給与について（抄）

（昭和 43 年 10 月 17 日 自治給第 94 号 行政局長通知）

- 2 特別職報酬等審議会について
 - (3) 審議会への提出資料

三役及び議会の議員の給与につき、審議会に諮問を行うに際しては、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、少なくともおおむね別記に掲げるような項目の資料はこれを提出し、審議会において十分な審議が行われ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること。

別 記（資料項目）

- 1 近年における消費者物価上昇率
- 2 人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与額
- 3 過去における特別職の職員の給与改定の状況
- 4 一般職の職員の給与改定の状況
- 5 議会費の前 5 カ年間の一般財源に対する構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込
- 6 当該地方公共団体の議員報酬月額総額の住民 1 人当り額と類似地方公共団体のそれとの比較
- 7 議会議員の活動状況（審議日数）

地方自治法の一部を改正する法律の施行について（抄）

（平成 12 年 5 月 31 日 自治行第 32 号 自治省行政局行政課長）

2 条例による政務調査費の交付に関する事項

- (1) 今回の政務調査費の法制化では、政務調査費を交付するか否かは各団体の判断に委ねられたところであるが、その制度化にあたっては、各団体における議員の調査研究活動の実態や議会運営の方法等を勘案の上、政務調査費の交付の必要性やその交付対象について十分検討されたいこと。
- (2) 政務調査費については、情報公開を促進し、その使途の透明性を確保することも重要であるとされていることから、条例の制定にあたっては、例えば、政務調査費に係る収入および支出の報告書等の書類を情報公開や閲覧の対象とすることを検討するなど透明性の確保に十分意を用いること。
- (3) 政務調査費の額を条例で定めるにあたっては、例えば、昭和 39 年 5 月 28 日付け自治給第 208 号自治事務次官通知（特別職の報酬等について）にいう特別職報酬等審議会等の第三者機関の意見をあらかじめ聞くなど、住民の批判を招くことがないよう配慮すること。
- (4) 従来、都道府県等において政務調査費と同様の趣旨で支給されていた

「県政調査費」等のいわゆる会派交付金については、平成 13 年 4 月 1 日の施行日以降、条例の根拠が必要となること。

地方公務員の給与改定に関する取扱等について（抄）
（平成 18 年 10 月 17 日総行給第 104 号 総務事務次官通知）

第 1 本年の給与改定に関する取扱いについて

- 3 国家公務員における退職手当については、本年 4 月に構造面の見直しが実施されたところであり、いまだこれを実施していない地方公共団体においては、速やかに国に準じた措置を講ずること。

また、退職時の特別昇給又はこれと実質的に同様の結果となる特別昇給（いわゆる「退職予定特別昇給」）などの不適切な運用を行っている場合には、速やかに是正すること。

さらに、特別職の職員の退職手当についても、任期月数を上回る結果となる在職月数の算定方法の見直しや特別職報酬等審議会など第三者機関における検討を通じ、住民の十分な理解と支持が得られるよう適切な見直しを行うこと。

特別職の報酬等の性格

特別職の職員の給与について（抄）

（昭和 43 年 10 月 17 日 自治給第 94 号 行政局長通知）

1 特別職の職員の給与の内容の明確化について

（1） 常勤の特別職の職員に支給できる諸手当の範囲

常勤の一般職の職員に対し、当該職員に適用される給料表において、その職責の差、地域差等によって必要とされる給与額の差を十分に反映させることができないため、給料と別個に支給するものとして設けられている手当を、その給料が、本来の職務の特殊性に基き、当該職務に対する一切の給付を含めて、個々具体的に条例で定めるべきものとされている知事（市長村長）、副知事（助役）および出納長（収入役）（以下「三役」という。）に対して支給するものとすることは、極めて不適当であること。

最近、一部の地方公共団体で三役の給料引上に関連して、これら職員に管理職手当の支給を行っている事例が世論の批判を受けたが、このような措置を行っている地方公共団体にあつては、以上の趣旨から同手当の支給を廃止するよう可及的速やかな機会に所要の改善措置を講ずること。

なお、管理職手当以外の手当についても、国家公務員の特別職の職員に支給されている手当（調整手当または暫定手当、期末手当、寒冷地手当）に相当するものは、国との均衡上支給することは差し支えないが、それ以外のものについても支給を行っている地方公共団体については、上記管理職手当の場合と同様、その改善措置を講ずること。

特別職の報酬等について（抄）

（昭和 48 年 12 月 10 日 自治給第 77 号 自治省行政局公務員部長通知）

特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであつて、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものであり、したがって、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引上げられることとなるような方式を採用することは、法の趣旨に違背するばかりでなく、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の実効性が失われることにもなるので、かかる方式を採用することのないよう、厳に留意されたい。

市長・副市長の給料等（平成 26 年 4 月 1 日時点）

単位：円

		市長	副市長
給料月額		1,420,000	1,130,000
地域手当		142,000	113,000
期末手当	6 月	3,561,360	2,834,040
	12 月	3,842,520	3,057,780
	年間	7,403,880	5,891,820
年 収		26,147,880	20,807,820
退職手当		39,532,800 (48 月相当)	25,492,800 (48 月相当)

市長・副市長の職務・職責

一般職、特別職について【参考：橋本勇「新版 逐条地方公務員法」(学陽書房)】

	一般職	特別職
指揮命令関係	上司の命令に従って職務を遂行する	法律や自己の学識経験等に従って自らの責任で職務を遂行する
専務職	もっぱら地方公務員としての職務に従事する	他の職務を有することも妨げられない
終身職	定年に達するまでの勤務が想定されている	一定の任期が定められている
成績主義	受験成績、勤務成績など客観的な能力の実証に基づいて採用、昇任などが行われる	選挙、任命権者との信頼関係、特定の知識経験等に基づいて当該職に就く
政治職	政治的な中立性が要求される	政治的な中立性は要求されない

市長、副市長について【参考：松本英昭「新版 逐条地方自治法」(学陽書房)】

	市 長	副市長
選 任	・ 公選	・ 市長が議会の同意を得て選任 ・ 市長の補助機関
任 期	・ 4 年	・ 4 年
退 任	・ 失職 ・ 退職申出 ・ 住民の解職請求 ・ 議会の不信任議決	・ 失職 ・ 退職申出 ・ 住民の解職請求 ・ 市長による解職
職 務	・ 市の統括、代表 ・ 市の事務の管理、執行	・ 市長の補佐 ・ 市長の命を受け政策及び企画をつかさどる ・ 職員の担任する事務を監督 ・ 市長の職務の代理 ・ 市長から委任を受け、その権限に属する事務の一部を執行

市長・副市長の給料の改定経過

改定日	前回からの経過期間	改 定 内 容	改定額(改定率)	一般職の給与改定率累積
S63. 12. 1	3 年 0 月	市長 1,270,000 円 助役 1,000,000 円	12 万円 (10.43%) 8 万円 (8.70%)	8.99%
H4. 4. 1	3 年 4 月	市長 1,450,000 円 助役 1,140,000 円	18 万円 (14.17%) 14 万円 (14.00%)	13.11%
H8. 9. 1	4 年 5 月	市長 1,550,000 円 助役 1,230,000 円	10 万円 (6.90%) 9 万円 (7.89%)	7.12%
H18. 1. 1	9 年 4 月	市長 1,500,000 円 助役 1,190,000 円	△5 万円 (△3.23%) △4 万円 (△3.25%)	△2.79%
H23. 1. 1	5 年 0 月	市長 1,420,000 円 副市長 1,130,000 円	△8 万円 (△5.33%) △6 万円 (△5.04%)	△3.10%